

訪問リハビリテーションつばさの概要

〈令和6年4月1日現在〉

事業所名	【予防】訪問リハビリテーションつばさ		
所在地・連絡先	(住所)	島根県松江市鹿島町名分243-1	
	(電話)	(0852) 82-2627	
	(FAX)	(0852) 82-9221	
事業所番号	3211110857		
管理者の氏名	鹿島病院 院長 坂之上 一史		
営業日	土・日・祝・盆(8/14・15) 年末年始(12/30~1/3)を除く日		
営業時間	8:30~17:30		
サービス提供地域	松江市(島根町、八束町、八雲町、玉湯町、宍道町、美保関町、東出雲町を除く)		
事業の目的	この事業は病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下 理学療法士等という)が、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。		
運営方針	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。		
	通院が困難な利用者又は通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の利用者に対して、ケアマネジメントの結果必要と判断された場合に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行なっている当該事業所の医師の指示に基づきサービスを提供する。		
	事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。		
	事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。		
	(1) 事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者からその内容について情報を収集し、周知徹底を図る。 (2) 事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。 (3) 職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。 (4) 担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。		
職員体制	●管理者 1名(鹿島病院と兼務) ●理学療法士 3名(予防)訪問リハビリ、(予防)通所リハビリ、訪問看護と兼務 ●作業療法士 3名(予防)訪問リハビリ、(予防)通所リハビリ、訪問看護と兼務 ●言語聴覚士 3名(予防)訪問リハビリ、(予防)通所リハビリ、訪問看護と兼務		
利用料金	●理学療法士等が訪問リハビリテーションを行なった場合		
	所要時間	基本料金	備考
	1回(20分)	307円/回	1回あたり20分以上指導を行なった場合に、1週6回を限度として算定する。
	●加算		
	短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき ※1)	200円	
	【予防】リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)		
	【要介護】リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)	450円	
	【要介護】移行支援加算(1月につき)	17円	
	中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所加算	所定単位数の5%の1/10	
	サービス提供体制強化加算(1回につき)	6円	
	※1 認定日から起算して3カ月以内 1週につき概ね2日以上1日20分以上必要		
	※ 利用料金は、利用者の負担分で示しています。但し本金額は1割負担の場合の金額 法律により負担割合が異なる場合は、負担金額も異なりますのでご注意ください。		
	●減算		
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わない場合(1回につき)	-50円	
	【予防】利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	-5円	
サービス内容に関する苦情等相談窓口	●当事業所相談窓口 窓口責任者 景山 晋一 ご利用時間 月曜~金曜 8:30~17:30 連絡先 電話 (0852) 82-2627 FAX (0852) 82-9221 ●島根県国民健康保険国保連合会 審査第2課 介護保険係 介護サービス 苦情相談窓口 連絡先 電話 (0852) 21-2811 ●松江市役所 介護保険課事業所指定係 連絡先 電話 (0852) 55-5689		
緊急時及び事故発生時の対応について	万一事故の発生した場合は、ご家族、主治医、担当のケアマネージャー他関係者に遅滞なく連絡を取り適切に対応します。また賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。		
ご利用者様へのお願い	サービス利用の際には介護保険(又は医療保険)被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。		
第三者評価について	実施していません。		
個人情報の取り扱いについて	別紙「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。		